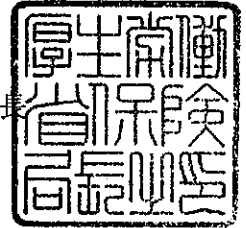


保発第0930002号

平成20年9月30日

地方厚生（支）局長
地方社会保険事務局長
都道府県知事 } 殿

厚生労働省保険局長



「保険者番号等の設定について」の一部改正について

「保険者番号等の設定について」（昭和51年8月7日保発第45号）について、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部が平成20年10月1日に施行され、政府管掌健康保険について国とは切り離した新たな保険者である全国健康保険協会が設立されること、及び日本年金機構法（平成19年法律第109号）の一部等が平成20年10月1日に施行され、保険医療機関の指定等に関する厚生労働大臣の権限が地方社会保険事務局長から地方厚生（支）局長に移管されることに伴い、別紙のとおり改正し、平成20年10月1日から適用するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し周知徹底を図られたい。



1 1の(1)から(3)までを次のように改める。

- (1) 全国健康保険協会管掌健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。以下「協会管掌健康保険」という。）

協会管掌健康保険の保険者番号については、全国健康保険協会（以下「協会」という。）の都道府県支部ごとに平成20年9月18日庁保険発第0918001号によって定められた保険者番号をもって協会管掌健康保険の保険者番号とすること。

- (2) 船員保険

船員保険の保険者番号については、船員保険事務を取り扱う社会保険事務所（地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあつては当該地方社会保険事務局を含む。）ごとに、昭和51年6月17日庁文発第1781号通知別添参考「別に通知する日から使用する被保険者証等の課所名のうえに付する符号一覧」により示された符号をもって船員保険の保険者番号とすること。

- (3) 日雇特例被保険者の保険

日雇特例被保険者の保険の保険者番号については、協会の都道府県支部ごとに平成20年9月18日庁保険発第0918001号により定められた保険者番号をもって日雇特例被保険者の保険の保険者番号とすること。

なお、受給資格者票に記載する保険者番号については、上2桁の法別番号を03と、特別療養費受給票に記載する保険者番号については、04とすることとしているので留意されたいこと。

2 4を次のように改める。

- 4 医療機関コード及び薬局コードの設定について

医療機関コード及び薬局コードについては、現在要領と同様の方法により、医療機関又は薬局に設定されている7桁の番号をもってそれぞれ当該医療機関又は薬局の医療機関コード又は薬局コードとされたいこと。

なお、今後の設定における医療機関コード及び薬局コードについては、保険医療機関の指定等の際、別添要領に基づき、地方厚生（支）局長において定められたいこと。

3 別添の第1の4を次のように改める。

- 4 保険者（市町村）別番号は、協会管掌健康保険にあつては協会の都道府県支部ごとに厚生労働省保険局が、船員保険にあつては社会保険事務所（地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあつては当該地方社会保険事務局を含む。）ごとに社会保険庁が、国民健康保険にあつては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県が、また、組合管掌健康保険にあつては健康保険組合（社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含む。）ごとに地方厚生局が、後期高齢者医療にあつては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療養の給付にあつては各主管官庁が定める番号とする。

4 別添の第1の7を削る。

5 別添の第4の2、3及び6を次のように改める。

- 2 郡市区番号は、都道府県ごとに、郡、市及び区を単位として、地方厚生（支）局長が定めるものとする。ただし、独立行政法人国立病院機構等の各施設を一般の医療機関等と区別する必要があるとき

は、地方厚生（支）局長において郡市区番号にかえて、これらを1単位とした2桁の番号を定めても差し支えないものとする。

- 3 医療機関(薬局)番号は、医療機関について、医科にあつては1,000から2,999、歯科にあつては3,000から3,999、薬局にあつては4,000から4,999の一連番号を前記2の郡市区ごとに、地方厚生（支）局長がこれを定めるものとする。ただし、4桁の医療機関(薬局)番号のうち、中2桁又は下2桁が90となる番号は欠番とするものとする。

なお、医科と歯科が併設される医療機関にあつては、医科、歯科それぞれの医療機関番号を定めるものとする。

- 6 医療機関等コードの管理は、地方厚生（支）局長において行うものとし、医療機関等コードの変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金等に対して速やかに連絡するものとする。

- 6 別表1の(1)中「政府管掌健康保険」を「全国健康保険協会管掌健康保険」に改め、「(政)」を「(協会)」に改める。

- 7 別表3を削る。

「保険者番号等の設定について」(昭和51年8月7日保発第45号)の一部改正について

改正後	改正前
<p>1 保険者番号の設定について</p> <p>(1) 全国健康保険協会管掌健康保険(日雇特例被保険者の保険を除く。以下「協会管掌健康保険」という。)の都道府県支部ごとに平成20年9月18日庁保発第0918001号によって定められた保険者番号をもって協会管掌健康保険の保険者番号とすること。</p>	<p>1 保険者番号の設定について</p> <p>(1) 政府管掌健康保険(日雇特例被保険者の保険を除く。)の保険者番号については、社会保険事務所ごとに、昭和45年12月21日庁保発第40号、昭和46年7月1日庁保発第12号、昭和47年5月15日庁保発第14号、昭和48年6月11日庁保発第7号、昭和49年6月26日庁保発第12号、昭和50年6月20日庁保発第11号及び昭和51年6月25日庁保発第12号によって定められた社会保険事務所番号をもって政府管掌健康保険(日雇特例被保険者の保険を除く。)の保険者番号とすること。</p>
<p>(2) 船員保険</p> <p>船員保険の保険者番号については、船員保険事務所を取り扱う社会保険事務所(地方社会保険事務局が事務を行うことになつていては当該地方社会保険事務局を含む。)ごとに、昭和51年6月17日庁文発第1781号通知別添参考「別に通知する被保険者証等の課所名のうえに付する番号一覧」により示された番号をもって船員保険の保険者番号とすること。</p>	<p>(2) 船員保険</p> <p>船員保険の保険者番号については、船員保険事務所を取り扱う都道府県保険課又は社会保険事務所ごとに、昭和51年6月17日庁文発第1781号通知別添参考「別に通知する被保険者証等の課所名のうえに付する番号一覧」により示された番号をもって船員保険の保険者番号とすること。</p>
<p>(3) 日雇特例被保険者の保険</p> <p>日雇特例被保険者の保険の保険者番号については、協会の都道府県支部ごとに平成20年9月18日庁保発第0918001号により定められた保険者番号をもって日雇特例被保険者の保険の保険者番号とすること。</p> <p>なお、受給資格者票に記載する保険者番号については、上</p>	<p>(3) 日雇特例被保険者の保険</p> <p>日雇特例被保険者の保険の保険者番号については、社会保険事務所ごとに昭和50年3月19日庁保発第2号、昭和50年6月20日庁保発第11号及び昭和51年6月25日庁保発第12号により定められた旧日雇労働者健康保険の保険者番号をもって日雇特例被保険者の保険の保険者番号</p>

2 桁の法別番号を03と、特別療養費受給票に記載する保険者番号について、04とすること。
なお、特別療養費受給票に記載する保険者番号については、上 2 桁の法別番号を03と、特別療養費受給票に記載する保険者番号については、04とすること。

- 4 医療機関コード及び薬局コードの設定について
医療機関コード及び薬局コードについては、現在要領と同様の方法により、医療機関又は薬局に設定されている7桁の番号をもつてそれぞれ当該医療機関又は薬局の医療機関コード又は薬局コードとされたいこと。
なお、今後の設定における医療機関コード及び薬局コードについては、保険医療機関の指定等の際、別添要領に基づき、地方厚生（支）局長において定められたいこと。

別添

第1 保険者番号

- 4 保険者（市町村）別番号は、協会管掌健康保険にあっては協会の都道府県支部ごとに厚生労働省保険局が、船員保険にあっては社会保険事務所（地方社会保険事務局が事務を行うことになつては当該地方社会保険事務局が事務を行うことになつては当該地方社会保険局が、国民健康保険にあっては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県が、また、組合管掌健康保険にあっては健康保険組合（社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含む。）ごとに地方厚生（支）局が、後期高齢者医療にあっては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療養の給付にあっては各主管官庁が定める番号とする。

（削除）

とすること。
なお、資格者票に記載する保険者番号については、上 2 桁の法別番号を03と、特別療養費受給票に記載する保険者番号については、04とすることとしていて、留意されたいこと。

- 4 医療機関コード及び薬局コードの設定について
医療機関コード及び薬局コードについては、現在要領と同様の方法により、医療機関又は薬局に設定されている7桁の番号をもつてそれぞれ当該医療機関又は薬局の医療機関コード又は薬局コードとされたいこと。
なお、今後の設定における医療機関コード及び薬局コードについては、保険医療機関の指定等の際、別添要領に基づき、都道府県知事において定められたいこと。

別添

第1 保険者番号

- 4 保険者（市町村）別番号は、政府管掌健康保険及び船員保険にあっては社会保険事務所（船員保険については当該保険課が事務を行うことになつては当該保険課を含む。）ごとに社会保険庁長官が、国民健康保険にあっては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県知事が、また、組合管掌健康保険にあっては健康保険組合（社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含む。）ごとに都道府県知事が、後期高齢者医療にあっては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療養の給付にあっては各主管官庁が定める番号とする。

- 7 政府管掌健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。）の保険者番号についての特例
政府管掌健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。）の保険者番号については、当分の間、前記1及び3にかかわらず、

都道府県番号2桁及び保険者(市町村)別番号2桁を組み合わせた4桁の番号をもって保険者番号とし、この場合の都道府県番号は、社会保険事務所の所在地の都道府県ごとに別表3に定める番号とする。

第4 医療機関コード及び薬局コード

2 郡市区番号は、都道府県ごとに、郡、市及び区を単位として、地方厚生(支)局長が定めるものとし、独立行政法人国立病院機構等の各施設を一般の医療機関等と區別する必要があるときは、地方厚生(支)局長において郡市区番号にかえて、これを1単位とした2桁の番号を定めても差し支えないものとする。

3 医療機関(薬局)番号は、医療機関について、医科にあっては1,000から2,999、歯科にあっては3,000から3,999、薬局にあっては4,000から4,999の一連番号を前記2の郡市区ごとに、地方厚生(支)局長がこれを定めるものとし、4桁の医療機関(薬局)番号のうち、中2桁又は下2桁が90となる番号は欠番とするものとする。
なお、医科と歯科が併設される医療機関にあっては、医科、歯科それぞれの医療機関番号を定めるものとする。

6 医療機関等コードの管理は、地方厚生(支)局長において行うものとし、医療機関等コードの変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金等に対して速やかに連絡するものとする。

別表1 法別番号表
(1)

区	分	法別番号	制度の略称
		01	(協会)

第4 医療機関コード及び薬局コード

2 郡市区番号は、都道府県ごとに、郡、市及び区を単位として、都道府県知事が定めるものとし、ただし、国立病院、国立療養所等を一般の医療機関等と區別する必要があり、は、都道府県知事において郡市区番号にかえて、これらを1単位とした2桁の番号を定めても差し支えないものとする。

3 医療機関(薬局)番号は、医療機関について、医科にあっては1,000から2,999、歯科にあっては3,000から3,999、薬局にあっては4,000から4,999の一連番号を前記2の郡市区ごとに、都道府県知事がこれを定めるものとし、ただし、4桁の医療機関(薬局)番号のうち、中2桁又は下2桁が90となる番号は欠番とするものとする。
なお、医科と歯科が併設される医療機関にあっては、医科、歯科それぞれの医療機関番号を定めるものとする。

6 医療機関等コードの管理は、都道府県知事において行うものとし、医療機関等コードの変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金等に対して速やかに連絡するものとする。

別表1 法別番号表
(1)

区	分	法別番号	制度の略称
		01	(政)

政府管掌健康保険(日雇特例被保険者の保険を除く。)

(削除)

別表3 社会保険事務所の所在地都道府県番号表 (政府管掌健康
康保険)

(略)